

# 建設工事請負契約書

工事番号 建 8 第 1009 号

1 工 事 名 青森県総合運動公園三内丸山遺跡建物復元  
(第5工区)工事

2 工 事 場 所 青森県大字三内字丸山地内

3 工 期 平成 8 年 8 月 13 日から  
平成 8 年 10 月 31 日まで

4 引渡し の 時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から 5 日以内

5 請 負 代 金 額 ￥. 184,885,000

うち取引に係る消費税額 ￥. 5,385,000

(注) 『取引に係る消費税額』は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、請負代金額に103分の3を乗じて得た額である。

6 契 約 保 証 金 ￥18,488,500 の納付に代えて東日本建設業保証協  
(保証金額18,488,500円)の保証を受けた。

7 そ の 他

上記の工事について、注文者 青 森 県 (以下『甲』という。)と請負者  
北斗建設株式会社 (以下『乙』という。)は、別紙の条項(ただし、第3条(A)(B)、  
第4条(B)、第24条(A)、第25条第3項中(内訳書及び)、第29条第5項中(内訳書に基づ  
き)、第37条第8項(a)、第38条第3項(a)、第43条、第46条 (B)(C) を除く。)に  
よって請負契約を締結した。

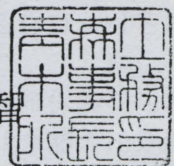
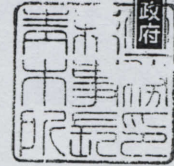
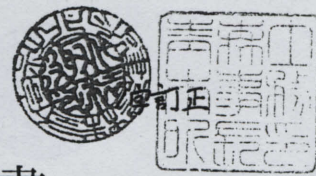
この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印し、各自そ  
の1通を保有するものとする。

平成 8 年 8 月 12 日

注文者(甲)

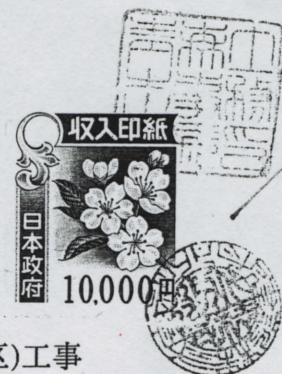
青森土木事務所  
所長 工藤 智

請負者(乙) 住 所 青森市千刈一丁目14番13号  
氏 名 北斗建設株式会社  
代表取締役 篠崎 由雄





# 建設工事請負契約の一部変更契約書



工事番号 建8第1009号  
1 工 事 名 青森県総合運動公園三内丸山遺跡建物復元(第5工区)工事  
2 工 事 場 所 青森市大字三内字丸山地内

上記の工事について、注文者青森県と請負者北斗建設(株)との間において、平成8年8月12日締結した建設工事請負契約の一部を下記のとおり変更する契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

## 記

- 1 別冊図面及び仕様書のとおり
- 2 工 期 平成年月日から  
平成8年11月20日まで
- 3 引 渡 し の 時 期 検査に合格した旨の通知を受けた日から\*\*日以内
- 4 追加請負代金額 ￥ 6,631,140 第1回変更増額  
うち取引に係る追加消費税及び地方消費税の額 ￥. 193,140
- 5 そ の 他 な し

8年 10月 9日

注 文 者

青森土木事務所長

工藤 智

請 負 者 住 所  
氏 名

青森市千刈一丁目14番13号  
北斗建設株式会社  
代表取締役 篠崎 由雄

